

国有財産の一般競争入札案内

1. はじめに

(1) 入札の参加にあたっては、「入札要領」(24～27ページ)を承知のうえ参加してください。

(2) 物件は、現状有姿(あるがままのすがた)の引渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木等はそのままの引渡しとなります。

工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載していますが、現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、入札参加者は本案内書の物件調書等により、必ず現地及び法令に基づく諸条件についての調査確認を行ってください。

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮願います。

2. 入札物件

(1) 入札物件は、「入札物件一覧表」(50～56ページ)のとおりです。

※ 上記入札物件については、入札中止となる場合があります。その場合、入札参加に要した費用(調査費、入札保証金振込手数料等)の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 物件番号0038～0042は、市街化区域外に所在する登記地目が田・畑の農地入札です。農地入札における落札者は、農地法第3条又は第5条の規定に基づき、それぞれ農業委員会又は都道府県知事の許可が必要です。

また、許可申請に関する手続きは、落札者に行っていただきます。

入札参加にあたっては、農業委員会又は都道府県知事の交付する「買受適格証明書」を提出していただく必要がありますので、物件の所在する市町村の農業委員会に事前にご照会ください。

なお、「買受適格証明書」の交付にあたっては、事務手続きに所定の期間を要しますので、入札受付期間に間に合うように申請手続きを行ってください。

(「買受適格証明書」の交付にあたっては、農業委員会又は都道府県知事が実施する適格審査があるため、交付を受けられない場合があります。)

※ 「買受適格証明書」の交付を受けた者と入札者は同一名義でなければなりません。「買受適格証明書」の交付申請は、入札に参加しようとする者の名義で行ってください。(共有名義で入札に参加しようとする場合は、共有名義で交付申請を行ってください。)

① 農地法第3条(農地として利用する場合)の許可

農地として利用する目的で所有権を移転する場合、農業委員会の許可が必要です。

なお、農業委員会が許可するにあたっては、農作業に常時従事していること等の審査基準がありますので、詳細は各農業委員会にご確認ください。

② 農地法第5条（農地以外の用途に転用する場合）の許可

農地以外の用途に転用する目的で所有権を移転する場合、都道府県知事の許可が必要です。

なお、都道府県知事が許可するにあたっては、物件の立地基準等の審査基準がありますので、詳細は各農業委員会にご確認ください。

都市計画法の開発行為を伴う場合は、開発許可が必要となりますので、物件の所在する市町村の担当部署へ事前にご確認ください。

落札後、契約締結期限までに農地法第3条又は第5条に基づく許可が得られないために売買契約を締結できない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできません。入札の参加にあたっては、農地法に定める所有権移転の許可に係る申請の受付日時等をあらかじめ該当する農業委員会にご確認ください。

(3) 現地説明を実施する物件は、下記16（13ページ）をご覧ください。

(4) 物件調書のほかに資料を用意している物件は、下記18（14～22ページ）をご覧ください。

3. 入札参加者の資格

入札にはどなたでも参加できます。ただし、次に掲げる場合は、入札要領第9条（24～26ページ）の規定に該当する入札となり、無効とします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者

(2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の（1）及び（2）の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の（1）及び（3）の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

以上を承知のうえ、入札にご参加ください。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約の締結の日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

- ① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

5. 入札受付期間・場所及び開札の日時・場所

下記のとおり、物件番号によって、受付期間等が異なりますので、注意願います。

(1) 入札受付期間及び場所

① 物件番号 0001～0037

期 間 令和7年 6月17日（火）午前9時00分から
令和7年 6月25日（水）午後5時00分まで（必着）
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）

② 物件番号 0038～0042（農地）

期 間 令和7年 9月24日（水）午前9時00分から
令和7年10月 2日（木）午後5時00分まで（必着）
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）

(注) 受付時間は午前9時00分から12時00分及び午後1時00分から5時00分までです。

土・日曜日の受付は行いません。

また、各財務事務所・出張所での受付は行いません。

なお、入札受付期間中は受付状況をお答えできませんので、ご了承ください。
い。

(2) 開札日時及び場所

① 物件番号 0001～0037

日 時 令和7年 7月15日 (火) 午前10時00分から
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂

② 物件番号 0038～0042 (農地)

日 時 令和7年10月17日 (金) 午前10時00分から
場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎1号館 18階 大会議室

- ・ 受付は午前9時30分から行います。
- ・ 開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者の方のみです。
- ・ 開札は、概ね午前中に終了します。(結果は12時00分まで閲覧できます。)
- ・ 入札要領第12条のとおり、開札結果は入札者全員に速やかに文書をもって通知するとともに、開札日翌々開庁日以降に関東財務局のホームページに入札の実施結果に係る情報を公表します。(26ページを参照してください。)

(注) 電話による結果照会は、開札日翌開庁日の午前9時00分以降に受け付けます。
落札者名等はお答えできませんので、ご了承ください。

照会先：関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官 (入札担当)
TEL 048-600-1177 (ダイヤルイン)

6. 入札手続

(1) 入札関係書類の確認

入札1物件につき1通の入札関係書類を作成する必要があります。
必要な入札関係書類は、下記(4)の①(6ページ)でご確認ください。

(2) 買受適格証明書の取得

物件番号 0038～0042 (農地) の入札参加にあたっては、農業委員会又は都道府県知事の交付する「買受適格証明書」を提出していただく必要があります。農業委員会又は都道府県知事から事前に「買受適格証明書」の交付を受け、入札関係書類として提出してください。

交付を受けるための具体的な手続きについては、物件の所在する市町村の農業委員会に事前にご照会ください。

(3) 入札保証金の納付

入札に参加する前に入札保証金を納付する必要があります。

① 納付が必要な入札保証金の額

入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額となります。（最低売却価格の5%以上ではありません。）

【入札保証金の算出方法】

入札金額	入札保証金額
88,888,888 円	4,444,445 円
$\times 5\% (0.05) = 4,444,444.4 \Rightarrow$	
(円未満切上げ)	

② 入札保証金の納付方法

入札保証金は、関東財務局で配布する所定の「振込依頼書」（3枚複写）を用いて最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から、関東財務局の指定する口座に振り込んでください。

(注) ・振込手数料は入札参加者の負担となります。

- ・ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。
- ・複数の物件に入札される場合、物件ごとに振り込んでください。
- ・取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）及び「振込金（兼手数料）受取書」（依頼人保管用）を必ず受け取ってください。
- ・入札保証金は、契約締結時に契約保証金や売買代金に充当する場合がありますので、「振込金（兼手数料）受取書」（依頼人保管用）は大切に保管してください。

(4) 入札方法

入札は、関東財務局で配布する所定の入札書等の用紙を使用し、必要事項を記入のうえ、記名・押印し提出する必要があります。

各書類の記入にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用のうえ、記入内容を書き損じたときは、新たな用紙を取り寄せて書き直してください。

① 提出する書類（「入札書類作成・記入方法」(35～46ページ)を参照願います。）

提出書類名		個人	法人	記入方法
1. 入札関係書類提出用封筒（茶色）	所定様式	○	○	P 3 9
2. 入札書提出用封筒（ピンク色）	所定様式	○	○	P 3 9
3. 入札書	所定様式	○	○	P 4 0（単独） P 4 2（共有） P 4 4（代理）
4. 入札保証金振込用紙（3枚複写の2枚目） ・保管金受入手続添付書（財務局提出用）	所定様式	○	○	P 3 7
5. 入札保証金提出書類（2枚複写） ・入札保証金提出書（1枚目） ・入札保証金振込証明書（2枚目）	所定様式	○	○	P 4 1（単独） P 4 3（共有） P 4 5（代理）
6. 役員一覧	所定様式	—	○	P 3 8
7. 買受適格証明書 （物件番号 0038～0042（農地）のみ）	—	○	○	—
8. 委任状	所定様式	△	△	P 4 6
9. 委任者の印鑑証明書（開札の時点で、発行後3ヶ月以内）	—	△	△	—

※ 代理人による入札は、委任状・印鑑証明書が必要ですが、入札書・入札保証金提出書類（2枚複写）に入札者本人の実印が押印できる場合は、必要ありません。

※ 「国有財産の一般競争入札に関するアンケート」についても、ご回答のうえ、入札関係書類提出用封筒（茶色）に同封願います。

② 入札関係書類の提出方法

ア 入札書を入札書提出用封筒（ピンク色）に入れて封をしてください。

（注）入札書提出用封筒（ピンク色）には、入札書以外の書類は入れないでください。

イ 入札保証金を納付した際に受領した「保管金受入手続添付書」（入札保証金振込用紙2枚目の財務局提出用）を「入札保証金振込証明書」（入札保証金提出書類2枚目）に貼付してください。

ウ 入札の参加にあたって必要となる入札関係書類（上記（4）の①の2～9）を入札関係書類提出用封筒（茶色）に入れて封をし、裏面に「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「氏名」を記入してください。

エ 入札関係書類を入れた入札関係書類提出用封筒を関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）あてに、簡易書留郵便により提出してください。（持参による提出もできます。）

上記5の(1)の入札受付期間最終日の午後5時00分までに到達しない入札書は受付できませんので、あらかじめ余裕をもって提出してください。

提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

入札手続き上の注意点

1. 法人による入札の場合は、役員一覧の提出が必要となりますので、記入漏れ及び提出漏れがないようご注意ください。

(注) 役員一覧は所定の様式を使用し、回次・物件番号・法人名・法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の「役職名・氏名(フリガナ)・性別・生年月日・住所(市区町村までを記入し、以下の町名地番等は不要)」を記入することとなります。(法人の登記事項証明書の提出では、無効となります。)

2. 代理の方が入札される場合には、委任者の印鑑証明書(開札の時点で、発行後3ヶ月以内のもの)を添付した「委任状」が必要となります。

委任状の記入例は、46ページのとおりです。

なお、委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

- ・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
- ・外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの(日本語訳付)

(注) 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名・押印が必要となります。

- ※ 入札関係書類提出用封筒裏面の「送付先」欄は、入札結果通知の送付希望先が、入札者本人の住所・氏名と異なる場合のみ記入願います。

7. 入札の無効

入札要領第9条の規定に該当する入札は無効とします。(24～26ページ)

8. 落札者の決定方法

開札の結果、最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者を落札者と決定します。

なお、落札となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合は、国の指定した者がくじを引きます。ただし、以下の場合には落札者の決定を留保することとなります。

落札者の決定を留保する場合とは

最低売却価格以上かつ最高の価格で、有効な入札をした者が、入札要領第9条に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合に、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することです。

落札となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きも留保します。

落札者の決定を留保した物件についてのみ、落札者を決定するまでの間に「入札辞退届」の提出があった場合、入札を辞退することができますので、当該物件の全ての入札者へその旨を通知します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、以下のとおりとなります。

1. 排除要請が行われなかった場合

落札候補者を落札者と決定します。

2. 排除要請が行われた場合

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格で有効な入札をした者を落札者と決定します。

9. 入札保証金の返還

(1) 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の返還先口座へ振り込む方法によりお返しします。

なお、入札保証金には利息を付しません。

金融機関への振り込みは、開札日から概ね1週間後となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 入札保証金を納付した後、入札書を提出しなかった場合は、入札保証金の返還手続きを行います。その場合、返還先口座等の確認のため、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書（「保管金受入手続添付書」（振込書の2枚目の財務局提出用）を貼付したもの）が必要となりますので、関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（入札担当）までお申し出ください。

(3) 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。ただし、開札後、落札者の決定を留保した物件の入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金をお返しします。

(注) 返還先口座名等の記入内容に不備がある等、入札者の責に帰すべき事由により、振込金の「組戻し」等が生じた場合、組戻しに係る手数料及び再振込手数料は入札者の負担とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 契約の締結等

売買契約の手続きは、物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所で行います。(地域別契約担当一覧は、23ページを参照してください。)

落札者には契約に関するご案内を文書で通知しますので、それに基づき、財務局・財務事務所・出張所の各契約担当と契約締結日等の調整が必要です。

落札者は、契約締結までに、上記4(1)及び(3)の条件に違反しない旨の「誓約書」を提出していただきます。

(1) 物件番号 0001～0037

落札者との売買契約の締結は、令和7年8月14日(木)までに行います。

ただし、上記8により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

また、農地法の届出又は許可が必要であり、開発許可を伴う場合は、落札者から各契約担当への連絡により、当局との連名で農業委員会へ農地法の届出又は申請を行い、落札決定の日の翌日から3ヶ月以内に限り契約締結期限の延長が可能です。延長期限については、各契約担当から別途通知することとします。

なお、農地法第5条の届出又は許可が必要な場合には、農業委員会等への届出又は申請は落札者に行ってください。

契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

(2) 物件番号 0038～0042 (農地)

① 落札者は、当局との連名で、落札決定後、速やかに農地法に定める所有権移転の許可に係る申請(以下「許可申請」という。)を行わなければなりません。許可申請にあたっては、各契約担当と事前に調整のうえ、申請の準備が必要です。

なお、農業委員会への許可申請書の提出は、落札者に行ってください。申請受付日時等をあらかじめ該当する農業委員会にご確認ください。

※ 許可申請は、買受適格証明を受けた内容で行うこととなります。

また、当局との事前準備も必要になります。

② 落札者は、農地法の所有権移転の許可を得て、令和8年1月16日(金)までに売買契約を締結しなければなりません。ただし、上記8により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

契約締結期限までに契約を締結しない場合（農地法に定める所有権移転の許可が得られないために契約を締結できない場合を含む）は、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

- (3) 売買契約及び所有権移転登記は入札書に記入された入札者名義で行います。落札後の変更はできません。
- (4) 売買契約書（案）及び誓約書は、31～34ページのとおりです。
- (5) 売買代金以外にも売買契約書（国保管用のもの1通）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関する諸費用は落札者の負担となりますので、併せてご用意ください。収入印紙税額及び登録免許税の計算方法は、以下を参考にしてください。

【収入印紙税額】（令和9年3月31日まで）

契約金額（売買代金）	収入印紙	契約金額（売買代金）	収入印紙
10万1円～50万円	200円	5千万1円～1億円	3万円
50万1円～100万円	500円	1億1円～5億円	6万円
100万1円～500万円	1千円	5億1円～10億円	16万円
500万1円～1千万円	5千円	10億1円～50億円	32万円
1千万1円～5千万円	1万円	50億1円～	48万円

【登録免許税の計算方法】

土地の場合

課税標準価格（固定資産税課税台帳価格）×1,000分の15（税率）＝登録免許税

計算例	固定資産税課税台帳価格が2,222.2万円の土地の場合
	$22,222,000 \text{円} \times 15/1,000 = 333,330 \Rightarrow \text{税額 } 333,300 \text{円}$ <p style="text-align: right;">（100円未満は切り捨て。）</p>

11. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、下記（1）及び（2）の2通りの方法があります。ただし、物件番号0036は他省庁が所管する財産であるため、支払方法は下記（2）のみに限られます。ご注意ください。

なお、入札保証金・契約保証金を売買代金に充当する場合、収納窓口等で発行される領収証書は売買代金から保証金相当額を除いた金額となります。保証金については、後日売買代金に充当した旨の通知文を送付します。

- (1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただく方法

入札にあたって納付された入札保証金は、売買代金に充当することができます。この場合は、契約締結日に入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。

(2) 売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法

売買契約と同時に契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上げ）を納付していただきます。入札にあたって納付された入札保証金は契約保証金に充当することができます。この場合、契約締結日に入札保証金と契約保証金との差額をご用意ください。

その後、売買契約締結日を含めて20日以内に、国が発行する納入告知書により売買代金を納付してください。契約保証金は、売買代金に充当することができます。この場合、納入告知書により納付していただく金額は、売買代金と契約保証金との差額になります。

- (注) ① 売買契約締結の日から20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。
- ② 売買代金の分割納付はできません。
- ③ 契約保証金の納付については、現金（小切手）の持参又は各契約担当において指定する金融機関の口座への振込みによる方法がありますので、あらかじめ各契約担当にご確認願います。
- ④ 契約保証金を小切手で納める場合には、現金化のため手数料がかかる場合がありますので、あらかじめ各契約担当にご確認願います。
- ⑤ 売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。

12. 所有権の移転

- (1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

- (2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付を確認後、国が行います。

なお、中間省略登記はできません。

※ 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、あらかじめ物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所にご相談ください。

13. 開札の結果、落札に至らなかった物件の売却予定

- (1) 物件番号 0001～0037

落札に至らなかった物件は、後日「すぐに購入できる物件」として、先着順により売払申請を受け付ける予定です。詳細は、開札日から概ね1ヶ月後に当局のホームページ等でお知らせします。ただし、先着順による売却を実施しない物件もあります。

また、買受希望者（売払申請者）については、入札参加者の資格に関する規定が準用され、買受資格の確認のため、警察当局へ個人情報を提供します。

なお、「すぐに購入できる物件」については、宅建業者との一般媒介契約を導入しております。詳細については、下記問合せ先にご連絡ください。

「すぐに購入できる物件」の売払申請等に関する問合せ先
関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）
TEL 048-600-1177（ダイヤルイン）

「すぐに購入できる物件」としての売払申請の受付期間が終了した物件の状況については、物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所までお問合せください。

（地域別契約担当一覧は、23ページを参照してください。）

(2) 物件番号 0038～0042（農地）

先着順による売却は実施しません。

14. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに関東財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を関東財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建ぺい率、容積率

(3) 上記（1）及び（2）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

15. 個人情報の取扱い

入札の参加のために提出された書類等に記入された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供します。

16. 現地説明の日時及び場所

(1) 日時（下記物件についてのみ実施します。）

物件番号	日	時
0036	令和7年6月2日（月） 午後	1時30分から 2時30分まで
0037	令和7年6月3日（火） 午後	1時30分から 2時30分まで

(2) 場所

入札物件所在地に現地集合（予約は必要ありません。）

- ・受付は開始時刻の15分前から行います。
- ・現地には駐車スペースがありませんので、車での来場はご遠慮願います。
- ・悪天候等により現地説明を中止・延期する場合がありますので、現地説明の詳細は、各物件の所在する地域を管轄する財務局・財務事務所・出張所までお問合せください。（地域別契約担当一覧は、23ページを参照してください。）

17. 契約不適合

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った財務局・財務事務所・出張所までお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたりと判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると認められる費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

- ア 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
- イ 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）
- ウ その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承ください。

③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書(案)の契約不適合責任に関する契約条項を参照。）。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。ただし、物件番号 0036 は厚生労働省から事務委任を受けて契約手続きをしていますので、財産を所管する省庁が費用の支払いをすることとなります。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

18. 特約条項及び資料の閲覧

全ての入札物件について、売買契約書第8条に特約条項が付されます。

【国有財産売買契約書（案）（抜粋）】

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（特約条項）

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

以下の入札物件については、加えて次の特約条項が付されます。

物件番号	特 約 条 項
0013	2 乙は売買物件のうち、別添図面の指定箇所について、共有者の一部の者と境界確定が了していないことを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。 3 本地につき、隣接地主との境界確定協議の結果、面積が増減しても売買代金の清算は行わないものとする。
0014	2 乙は売買物件のうち、別添図面の指定箇所について、境界確定が了していないことを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。 3 本地につき、隣接地主との境界確定協議の結果、面積が増減しても売買代金の清算は行わないものとする。

また、特約条項にあたって、物件調書が売買契約書の添付資料となり閲覧資料が別途交付されます。各入札物件の閲覧資料については、16ページ以降の表のとおりとなります。

<資料の閲覧場所>

- ・担当する地域の財務事務所・出張所（所在は巻末のとおり）
担当地域の入札物件の閲覧資料を確認することができます。
- ・関東財務局 未利用国有地入札補助業務受託者 株式会社 オオバ
（TEL 03-5931-5850）
閲覧資料の複写（CD・紙）及び郵送を希望される方は、お問合せください。
※ 送料及び複写に必要な費用は希望者の負担となります。
株式会社オオバでの対応は、令和7年6月25日までとなります。
- ・関東財務局 管財第2部 統括国有財産管理官（入札担当）
入札物件の閲覧資料を確認することができます。

物件番号	閲覧資料
0001	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（3件）」 ハザードマップ（1枚）
0002	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0003	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0004	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0005	土壌汚染概況調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（2枚）
0006	物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（3件）」 ハザードマップ（1枚）
0007	ハザードマップ（2枚）
0008	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（2枚）

物件番号	閲覧資料
0009	ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ (1 枚)
0010	土地履歴調査報告書 ハザードマップ (1 枚)
0011	土地履歴調査報告書 土壌汚染概況調査報告書 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)
0012	土地履歴調査報告書 建物解体及び埋設管撤去工事写真及び図面一式 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ (3 枚)
0013	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書 (4 件)」 ハザードマップ (2 枚)
0014	埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (2 枚)
0015	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書 (掘削調査) 埋設物調査工事報告書 (ボーリング調査) ハザードマップ (1 枚)

物件番号	閲覧資料
0016	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（2枚）
0017	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0018	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）
0019	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0020	埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0021	物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書（掘削調査）2冊 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0022	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0023	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査）2冊 ライフライン埋設状況調査報告書 土地の無償使用に関する確認書（1件） ハザードマップ（1枚）
0024	物納の条件付許可に係る条件履行要求事項完了届出書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（2枚）
0025	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（3枚）
0026	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0027	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ハザードマップ（1枚）
0028	土地履歴調査報告書 ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0029	土地履歴調査報告書 ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（1枚）

物件番号	閲覧資料
0030	埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（2枚）
0031	土地履歴調査報告書 埋設物調査工事報告書（掘削調査） 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） ライフライン埋設状況調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0032	越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 ハザードマップ（1枚）
0033	越境物又は工作物に関する「確認書（1件）」 土地の無償使用に関する確認書（4件） ハザードマップ（2枚）
0034	越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（2枚）
0035	ライフライン埋設状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」

物件番号	閲覧資料
0036	土地履歴調査報告書 空洞調査及び埋戻し工事調査結果報告書 埋設物調査工事報告書（ボーリング調査） アスベスト（分析・粉じん）調査報告書 アスベスト（目視・分析）調査報告書 PCB 調査報告書 建物状況調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（4件）」 ハザードマップ（2枚） 特記仕様書、配置図、各階平面図、立面図、杭伏図（推定）、 改修工事図面、その他図面
0037	土地履歴調査報告書 アスベスト分析調査報告書2冊 アスベスト有無に関する事前調査結果報告書 ハザードマップ（1枚） 配置図・平面図・立面図・その他図面
0038	土地履歴調査報告書 越境物又は工作物に関する「確認書（2件）」 ハザードマップ（1枚）
0039	土地履歴調査報告書 ハザードマップ（1枚）
0040	ハザードマップ（1枚）
0041	ハザードマップ（1枚）
0042	ハザードマップ（1枚）

※ 越境物又は工作物に関する「確認書（〇件）」には、①隣地から国有地に越境している工作物の所有者が将来、撤去（移動）することを確約する書面、②国有地から隣地に越境している建物・工作物等について、撤去及び使用料その他の負担を求めないことを確約する書面などがあります。

詳細については、閲覧資料をご確認ください。

また、ハザードマップは、入札物件の所在する地方公共団体が作成・提供した水害（洪水、雨水出水、高潮等）等のリスク情報を反映したものですが、記載されている内容は今後変更される場合がありますので、入札参加者は各地方公共団体の最新の水害ハザードマップをご確認下さい。

なお、浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないというものではありません。